

## 特設行政相談会を開催します

10月19日(月)～25日(日)は、総務省の定めた「行政相談週間」です。市では、これに伴い次のとおり特設会場を設置し、同省関東管区行政評価局職員と共に相談を受け付けます。

- ▶日時 10月19日(月)午前10時～午後3時
- ▶場所 商工センター 201 研修室
- ▶内容 年金や医療保険、生活保護、雇用、道路(国道)など、主に国の行政の仕事について「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」といった苦情や意見、要望を受け付けます。
- ▶行政相談委員 西山カツ枝さん、黒田和男さん、河野恭男さん

### 定例行政相談

主に国の行政機関に関する苦情や意見、要望などを聴き、その解決や実現を図っています。

- ▶日時 毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分
- ▶場所 産業文化会館第1会議室

### 行政苦情110番

総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

- 【電話】0570-090110
- 【FAX】048-600-2336

- ▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

## 各種相談 (10月15日～11月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急ぎ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	10月27日(火) ※予約は10月1日(休)から	午前9時30分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		11月12日(休) ※予約は10月15日(休)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	商工センター 201研修室	10月19日(月)	午前10時～午後3時	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	忍・行田公民館	10月24日(土)※予約制	午後1時～5時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564-0104
	VIVAぎょうだ	11月11日(休)※予約制	午後1時～4時	
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
税務(予約制)	関東信越税理士会 行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	10月27日(火)、11月10日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値  
 ・測定箇所 行田消防署本署地内  
 ・測定高 1メートル  
 9月13日(日) 午前9時 0.06マイクロシーベルト(曇り) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(曇り)

## 納期のお知らせ(10月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)  
 市県民税・・・・・・・・・・・・・・3期  
 国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・4期  
 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・・・・・4期  
 介護保険料・・・・・・・・・・・・・・4期

### 納期限 11月2日(月)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時収納課で実施しています。

- ▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)  
 10月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料
- ▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)  
 ②保険年金課国保担当(内線271)  
 ③保険年金課医療担当(内線227)  
 ④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

## 10月1日は浄化槽の日です 年1回定期水質検査を受けましょう

浄化槽は、微生物の働きにより、トイレなどから出た汚水をきれいにして水路や河川へ放流するための設備で、通常、庭先や駐車場の下に埋められています。地面に2、3個並んだマンホールのふたや空気を送る機器(ブローア)がある家庭では、この浄化槽を使用しています。

浄化槽を使用している方は「保守点検(機器の点検・年3、4回機器の点検・調整や消毒薬の補充)」、「清掃(年1回浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜き)」の他に、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。「定期水質検査」は、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分に浄化機能を発揮しているかを検査する健康診断のようなものです。検査結果は、使用している方と行政機関に通知されます。また、必要に応じて行政機関から保守点検業者に通知され、普段の維持管理に生かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、知事指定検査機関の(一社)埼玉県浄化槽協会または契約している保守点検業者・清掃業者に連絡し、定期水質検査を必ず受けるようにしましょう。

### ▶定期水質検査の手数料(非課税)

- 【10人槽以下(家庭用浄化槽)】5,000円  
 ※11人槽以上は同協会まで問い合わせください。
- ▶申し込み・問い合わせ 同協会法定検査部 ☎501-5707



## ～将来、市内に自分の店を出したいと考えている方へ～ チャレンジショップ出店者を募集します

市が用意する商店街の空き店舗で一定期間出店し、経営ノウハウを習得しながら営業する「チャレンジショップ事業」の出店者を募集します。店舗賃借料は不要ですので、少ない開業資金で出店できます。出店要件は商工観光課で配布する募集案内をご覧ください。

- ▶募集案内配布開始日 10月12日(月)
- ▶出店受付期間 10月12日(月)～11月12日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶利用対象業種 飲食業(詳しくは問い合わせください)
- ▶その他 応募多数の場合は書類審査の上、決定します。出店受付期間内に応募がなかった場合は、引き続き募集しますが、書類審査の上、先着順となります。
- ▶問い合わせ 同課産業振興担当(内線383)



## 埼玉県環境アドバイザーの登録者を募集しています

県内の環境学習や環境保全活動を促進するため、豊富な知識や経験を有し、地域での環境保全活動や環境学習などに対して指導および助言などを行う環境アドバイザーを募集しています。

応募資格や応募方法は、県環境政策課ホームページで確認の上、締め切り日までに同課へご応募ください。

- ▶問い合わせ 同課 ☎048-830-3019

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

### さしあげます

- ▷レコード盤(浪曲) ▷いす ▷オルガン ▷学習机
- ▷げた箱 ▷サイドボード ▷食器棚 ▷パソコン用机
- ▷大型こたつ ▷プリンター ▷レコード盤(歌、7枚)

### ゆずってください

- ▷睡蓮鉢 ▷折りたたみコンテナ ▷PPバンド結束機
- ▷マネキン ▷パン焼き器 ▷子ども用自転車 ▷洗濯機
- ▷チャイルドシート ▷農業用マルチャー ▷歩行器(赤ちゃん用) ▷ミシン

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

## 不用品情報(無料)